

山梨県個人情報保護条例の一部改正について

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 個人情報法 | … 個人情報の保護に関する法律 |
| 行個法 | … 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 |
| 報告書 | … 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する 検討会報告書 |

1 「個人情報」の定義について

(1) 条例の規定

第2条第2項

「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2) 法改正の概要

個人情報及び行個法が改正され、「特定の個人を識別することができるもの」のほか「**個人識別符号**」が含まれるものも個人情報であることが明確に示された。

行個法の「個人情報」の定義

第2条第2項

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、**次の各号のいずれかに該当するものをいう。**

- 1 **当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等**(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により**特定の個人を識別することができるもの**(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- 2 **個人識別符号が含まれるもの**

個人識別符号...具体的には、個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令及び個人情報の保護に関する法律施行規則で規定されている。

身体的特徴等を電子計算機の用に供するために変換した符号

- ・ DNA を構成する塩基の配列
- ・ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ・ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ・ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ・ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ・ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ・ 指紋又は掌紋

対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号
- ・ 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ・ 後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
- ・ 健康保険の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証等の記号、番号及び保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号並びに特別永住者証明書の番号 等

個人情報の定義の改正は、情報通信技術の進展に伴い増大したグレーゾーン(個人情報に該当するかどうかの判断が困難な領域)解消のため明確化を図ったものであり、個人情報の範囲自体に変更はない。

(3) 報告書

個人情報保護条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当(報告書3頁)

(4) 改正案

条例上の個人情報の定義を、個情法及び行個法に倣い、個人識別符号を含めたものに改める。

《理由》

グレーゾーンの解消は、本県においても対応すべき課題である。

2 機微情報に係る規定について

(1) 条例の規定

第 5 条第 2 項 (取得制限条項)

実施機関は、次に掲げる項目に関する個人情報を取得してはならない。

- 一 人種及び民族
- 二 思想、信条及び宗教
- 三 社会的差別の原因となる社会的身分
- 四 犯罪に関する経歴

第 5 条第 3 項 (例外的に取得可能な場合)

法令の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の指示等に基づくとき。

犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行するとき。

山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するため必要があると実施機関が認めたとき。

(2) 法改正の概要

個情法及び行個法では、これまで機微情報についての規定を設けていなかったが、改正により、「要配慮個人情報」として具体的な情報が規定された。

要配慮個人情報

| | |
|---------------------|---|
| 人種 | 民族的・種族的出身 |
| 信条 | 個人の基本的なものの考え方。思想と信仰の双方を含む。 |
| 社会的身分 | 個人が一生の間、自らの力によって容易にそこから脱し得ない地位。職業的地位は含まない。 |
| 病歴 | 病気に罹患した経歴。病気を推知させる情報（血液検査結果、レントゲン写真等）は含まない。 |
| 犯罪の経歴 | 有罪判決が確定した事実 |
| 犯罪により害を被った事実 | 身体的被害、精神的被害及び金銭的被害。カモリスト（詐欺被害者のリスト）など |
| + 政令で定める記述が含まれる個人情報 | |

、 、 及び は、条例の取得制限情報と一致

個情法及び行個法の政令で示された要配慮個人情報

| |
|--|
| 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があること |
| 医師等により行われた健康診断その他の検査の結果 |
| 医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと |
| 被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと |
| 非行少年等として、少年の保護事件に関する手続が行われたこと |

行個法では、より厳格な取扱いを行うため、要配慮個人情報がある旨を個人情報ファイル簿に記載すること、保有しようとする際に予め総務大臣に通知することが必要とされている（条例のように原則取得禁止とはされていない。）。

（３）報告書

- ・ 個人情報保護条例においても、要配慮個人情報の定義を設けることが適当
- ・ 個人情報保護条例における要配慮個人情報の定義には、個情法及び行個法の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当（報告書 12 頁 - 13 頁）

(4) 改正案

個情法及び行個法で定義された「要配慮個人情報」の定義を条例に設ける。

現行条例の取得制限情報にはない情報を含めて「要配慮個人情報」として整理し、原則取得禁止とする。

《理由》

法改正により要配慮個人情報と規定された情報について、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要することは、本県が保有する個人情報についても異なることはないため、明確化する必要がある。

現に取得している個人情報が改正により新たに原則取得禁止とされることについては、事務の円滑な遂行に支障を来さないように配慮する（取得禁止の例外事由は現行どおり。）

* 平成29年3月に調査したところ、新たに原則取得禁止とされる要配慮個人情報を現在取得していると考えられる事務は、247存在する。

各所属への周知や審議会への諮問等に要する期間を考慮し、改正条例の公布から施行まで相当の期間を置く。

《理由》

改正後の条例における要配慮個人情報の取扱いは、個情法及び行個法における取扱いよりも厳しいものとなるが、現行条例における取得制限を緩和することは適当ではない。

3 非識別加工情報について

(1) 法改正の概要

個情法の改正により新たに「匿名加工情報」が、行個法の改正により新たに「非識別加工情報」が定義された。

匿名加工情報及び非識別加工情報とは、個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。

(2) 条例の規定

なし

(3) 報告書

官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、個人情報保護条例においても、行個法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当（報告書 21 頁）

個人情報保護審議会の役割

- ・ 非識別加工情報の作成等に関する規律についても、…加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、個人情報保護審議会に諮問し、意見を聴くことが適当（報告書 23 頁）
- ・ 個人情報保護審議会は、…非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は実施機関の諮問に応じ審議し、実施機関に対し意見を述べるができることとすることが適当（報告書 25 頁）
- ・ 加工、安全確保措置等、非識別加工情報の取扱いには専門的知識が求められるため、個人情報保護審議会にこうした専門的知識を有する構成員を追加すること、非識別加工情報に関する技術的な検討を行うための部会を個人情報保護審議会に設けることなどを検討すべき（報告書 25 頁）
- ・ 加工の専門性及び適切な加工を施す重要性に鑑み、地方公共団体は提案の審査に当たって有識者の意見を聴取することが望ましい（報告書 25 頁）

個人情報ファイル簿の公表

地方公共団体においても、個人情報の本人が非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルを知り、事業者が円滑に提案のための準備作業を行うことができるよう、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルに関して、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当（報告書 27 頁）

- * 本県では個人情報取扱事務登録簿を作成・公表しているが、報告書においては個人情報ファイル簿の作成が求められている。

非識別加工情報の作成対象・提案審査の基準

行個法では、本人の数が 1,000 人以上の個人情報ファイルが非識別加工情報の作成対象とされるとともに、提案審査の基準として非識別加工情報の本人の数は 1,000 人以上であることが定められており、地方公共団体においてもこの取扱いが基本になる（報告書 28 頁）

非識別加工情報の仕組みの円滑な導入

- ・ 地方公共団体の規模は様々であること、非識別加工情報の仕組みでは専門的

知識が必要になることなどを踏まえると、まずは準備の整った地方公共団体、個人情報ファイルから非識別加工情報の仕組みを導入していくことが適当（報告書 29 頁）

- ・ 個人情報ファイル簿の作成を待つことにより導入が遅れる場合には、当面、個人情報取扱事務登録簿により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる（報告書 30 頁）

（４）条例改正の対応案

次の課題について、引き続き検討を要するため、今回の改正は見送ることとする。

実際の運用が不透明

- ・ 全く新しい制度であり、開始間もないことから、実際の運用及び効果が不明。
- ・ 個人情報保護委員会から一定の加工基準が示されているが、実際の運用に十分であるかどうか不明。

非識別加工情報の対象ファイルの選定方法

- ・ 仮に行個法と同じような枠組みにすることとした場合、国では情報公開請求があったときに、全部不開示になるものは対象外としており、個人情報ファイルを単位にして、その中で、少なくとも情報公開請求があったときに全部又は一部開示できるものとされている。これに対し、本県では個人情報ファイル簿ではなく個人情報取扱事務登録簿があり、これについてどのようなものが対象となるか洗い出す必要がある。

個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・ 報告書では、個人情報ファイル簿の作成が推奨されているが、個人情報取扱事務登録簿との併用も選択肢として提示されている。速やかな制度導入を進めるには、個人情報取扱事務登録簿の中から 1,000 人以上の個人情報がある場合に、加工対象となる記録項目を整理しつつ、個人情報ファイル簿を作成することが考えられる（個人情報取扱事務登録簿と併存させる。）
- ・ 現在、個人情報取扱事務登録簿を県民情報センターにおいて一般の閲覧に供しているが、実際に提案を募集するに当たっては、県ホームページに公表して行う必要がある。

個人情報保護審議会の新たな役割

- ・ 加工方法等について専門的技術的見地から検討を行うこと。
- ・ 提案審査に当たって有識者の意見聴取を実施すること。

4 事業者に係る規定について

(1) 条例の規定

事業者が取り扱う個人情報の保護に係る規定（第4章）

第47条（事業者の責務）

- ・ 事業者に対し、個人情報の取扱いにおいて個人の権利利益を保護する責務を規定

第48条（事業者等への支援）

- ・ 県が県内事業者及び県民に対し、個人情報の適正な取扱いのための支援

第49条（指針の作成）

- ・ 知事による事業者に対する指針の作成及び公表

【第50条から第54条までは個人情報取扱業務登録制度に係る規定】

第55条（苦情の処理のあっせん等）

- ・ 知事等による事業者と県民との間に生じた苦情の処理のあっせん等の実施

第56条（調査、助言、勧告及び公表）

- ・ 知事による個人情報の不適正な取扱いが疑われる事業者に足しうる説明又は資料の提出の要請（第1項）
- ・ 知事等による事業者に対する個人情報の適正な取扱いに係る助言（第2項）
- ・ 知事による個人情報の著しい不適正な取扱いが認められる事業者に対する是正勧告（第3項）
- ・ 事業者が第1項の規定による説明もしくは資料の提出の要請を拒んだとき等、又は第3項の規定による勧告に従わないときの知事等による公表（第4項）
- ・ 知事等が事業者に対し、調査、助言、勧告及び公表を行うに当たって表現の自由等を妨げてはならない（第5項）
- ・ 第1項から第4項までの規定は、個情法に基づき個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者に対して関与を行う場合、又は報道機関が報道の用に供する目的等においては適用されない（第6項）

第57条（出資法人の個人情報保護）

第58条（指定管理者の個人情報保護）

(2) 法改正の概要

個情法では、個人の権利利益を害するおそれが少ないとして、5,000人分以下の個人情報を取り扱っている事業者を規制対象外としてきたが、情報通信技術の発展により、少人数の個人情報の取扱いであったとしても、情報漏えい等があった場合には、個人の権利利益の侵害につながるおそれがあることから、改正により、当該事業者を対象外とする規定が廃止され、全ての事業者に適用されることとなった。

個人情報保護委員会が策定した個人情報保護法ガイドラインにおいては、事業者が講じなければならない安全管理措置を実践するための手法が例示されている。なお、従業員数が100人以下の事業者については、円滑な事業活動を妨げないために配慮された手法の例が具体的に示されている。

(3) 改正案

事業者が取り扱う個人情報の保護に係る規定のうち、第49条(指針の作成)及び第56条(調査、助言、勧告及び公表)の規定を削除する。

《理由》

改正により、小規模事業者を含む全ての個人情報取扱事業者に対し、個情法の規定が適用され、個人情報保護委員会の監督を受けることになったことから、上記の規定は二重規制となり、存置する意義が失われた。

* 本県において、条例に基づく調査、勧告及び公表を行った事例はない。

5 個人情報取扱業務登録制度について

- 第50条(業務の登録)
- 第51条(業務登録の表示)
- 第52条(変更の登録)
- 第53条(廃止の届出)
- 第54条(業務登録の抹消)

別紙参照